

# 京都府立京都学・歴彩館における科学研究費補助金等の不正防止計画

## 1 趣旨

この計画は、京都府立京都学・歴彩館（以下「当館」という。）における科学研究費補助金及び学術研究費助成基金助成金（以下「補助金等」という。）の適正な使用を確保するため、補助金等の使用に関して不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画として策定するものである。

## 2 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者の権限と責任

### (1) 最高管理責任者

機関全体を統括し、補助金等の運営・管理について最終責任を負うとともに、管理運営体制の充実、強化に努め、必要に応じ違法行為や不正防止のための措置を講じる者として、館長がこれに当たるものとする。

### (2) 統括管理責任者

不正防止対策の体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する者として、副館長又は企画総務課長がこれに当たるものとする。

### (3) コンプライアンス推進責任者

補助金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つとともに、その運営・管理状況を必要に応じて統括管理責任者に報告する。また、不正防止を図るため、補助金等の運営・管理に関わるすべての研究者・事務職員に対し、コンプライアンス教育を実施、受講状況を管理監督するとともに適正に管理・執行を行っているかモニタリングし、必要に応じ改善を指導するものとして、副館長又は京都学推進課長がこれにあたるものとする。

## 3 研究者及び事務職員の意識の向上

研究者及び事務職員は、法令遵守の意識向上を図り不正防止に努めるものとする。

## 4 補助金等の不正使用等に係る対応

(1) 研究費の不正使用等の不正行為について、報道や外部機関からの指摘を含む告発等を受け付けた場合は、その日から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会（以下「配分機関」という。）に報告するものとする。

(2) 不正行為が認められた場合は、調査委員会を設置し、不正の有無及びその内容、関与したものと及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査を実施し、これを認定する。なお、調査委員会の設置に当たっては、調査の公正かつ透明性の確保の観点から、研究所及び配分機関に属さず、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない第三者を委員に含めなければならない。

- (3) 当館は、調査の実施に際し、調査方法、調査対象および方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- (4) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告書を提出する。
- (5) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告する。配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び中間報告を提出することとし、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
- (6) 研究費の不正使用等を行った研究者等に対しては、不正の事実関係を調査した上で、必要に応じて、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年京都府条例第33号)に基づき、当該研究者等に対し懲戒処分等を行うものとする。また、不正に関する調査の途中であっても、必要に応じて、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。
- (7) 不正取引に関与した業者に対しては、京都府の「物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領」に準じ対応するものとする。

## 5 研究者への遵守事項の周知徹底及び組織的な指導體制の構築

- (1) 補助金の使用上のルール等の知識不足による報告書等の未提出を防止するため、補助金に関する説明会等を開催し、各種ルールの周知徹底を図る。
- (2) 提出義務のある報告書等について、定められた期日までに提出するよう、徹底した進捗管理・督促指導體制を構築し、提出時期の遵守に努める。万一、未提出が発生した場合には、報告書作成義務の履行を命じる職務命令を発することや、新規応募を認めないこと等の対策を講じる。

## 6 内部監査の強化

京都府立京都学・歴彩館科学研究費補助金等取扱要領の7に定めた内容を基本とし疑義が生じた場合はその都度、監査等を実施する。